

定 款

セーフィー株式会社

平成26年10月14日	作成
平成26年12月17日	変更
平成29年 9月14日	変更
平成30年 11月16日	変更
令和元年 9月20日	変更
令和元年 11月21日	変更
2020（令和2）年4月1日	変更
2020（令和3）年6月4日	変更
2021（令和3）年6月14日	変更
2022（令和4）年3月30日	変更

定 款

第 1 章 総 则

(商号)

第 1 条 当会社は、セーフィー株式会社と称し、英文では Safie Inc. と表示する。

(目的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. インターネット及び情報処理端末機器を利用した情報提供サービス、通信販売業務
2. コンピュータシステム、通信システム、センサー、映像機器・装置及び付属機器・周辺機器の設計、製造、販売、賃貸、運用管理、導入設置、保守メンテナンスの業務
3. インターネット及びソフトウェア、ハードウェアの総合コンサルティング業務
4. 広告、宣伝に関する企画並びに制作・販売
5. 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業、生命保険の募集に関する業務及び締結の媒介に関する業務
6. 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を東京都品川区に置く。

(機関)

第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、180,000,000 株とする。

(株券の不発行)

第 7 条 当会社は、株式に係る株券を発行しない。

(自己株式の取得)

第 8 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって、市場取引

等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第9条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元株未満株式についての権利)

第10条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に隨時これを招集する。

2. 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができます。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有

する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の株主又は代理人は、株主総会毎に、代理権を証する書面を提出しなければならない。

(電子提供措置等)

第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第19条 当会社の取締役は、3名以上とする。

(選任方法)

第20条 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3. 取締役会はその決議によって、代表取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集し、その議長となる。

2. 代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

3. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(報酬等)

第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 26 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失のない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を、免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失のない場合は、法令で定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員数)

第 27 条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第 28 条 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

(任期)

第 29 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠により選任した監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 30 条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 31 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、前項にかかわらず、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(報酬等)

第 32 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

(監査役の責任免除)

- 第 33 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失のない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。
2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失のない場合は、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。

第 6 章 計 算

(事業年度)

- 第 34 条 当会社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

- 第 35 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。
2. 前項に定める場合のほか、当会社は基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。
3. 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。
4. 未払いの剰余金の配当には利息をつけない。

(中間配当金)

- 第 36 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(配当の除斥期間)

- 第 37 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
2. 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

第 7 章 附 則

(定款に定めのない事項)

- 第 38 条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上